

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 5 日（火）第 495 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定の辞退 (社会福祉課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3

公 安 委 員 会 公 告

- 令和 6 年度技能検定員審査等公告 (免許試験課取扱い) 3

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示

- マダイの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 6
- ヒラメの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 6
- ウナギの採捕についての指示 (鹿児島海区漁業調整委員会取扱い) 6

正 誤

- 鹿児島県公報第476号の 8（令和 5 年 12 月 22 日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 7

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 138 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	廃止年月日
緑調剤薬局串木野店	いちき串木野市昭和通276	令和 5 年 12 月 31 日
オリーブ薬局	曾於市末吉町上町四丁目 2 番地	令和 6 年 1 月 31 日
こだま歯科クリニック	日置市東市来町湯田3180-3	令和 5 年 12 月 7 日

鹿 児 島 県 告 示 第 139 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり指定の辞退の届出があった。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

名 称	所 在 地	辞退年月日
-----	-------	-------

平川歯科医院

霧島市隼人町小田359

令和 6 年 2 月 9 日

鹿児島県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
福田真生	つながり整骨院始良平松 始良市平松4951番地1	令和6年 1月15日	柔道整復
大貫晴夫	フレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980番地1 ベルアンジュ 102	令和6年 1月1日	あん摩マッ サージ指圧

鹿児島県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
さくら歯科クリニック いちき串木野市麓159番地	所在地	いちき串木野 市上名131番 地2	いちき串木野 市麓159番地	令和6年 1月27日
有限会社すこやか調剤薬局元町店 いちき串木野市元町183番地	名称	有限会社おが わ調剤薬局	有限会社すこ やか調剤薬局 元町店	令和6年 1月4日
日高内科・内視鏡クリニック 薩摩川内市勝目町5842-5	名称	日高内科クリ ニック	日高内科・内 視鏡クリニッ ク	令和6年 1月1日

鹿児島県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内串木野線	いちき串木野市羽島字アジ ロヶ迫255番1地先から同 市荒川字堂山平676番1地 先まで	前	6.4~58.0	1,198.5
			前	8.7~83.9	1,023.7
			後	8.7~83.9	1,023.7

鹿児島県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字笠利字立道3180番1地先から同市笠利町大字須野字小廣423番2地先まで	前	7.0~17.0	2,478.0
			前	10.8~45.0	2,318.0
			後	7.0~17.0	2,478.0
			後	10.8~45.0	2,318.0

鹿児島県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年3月5日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字辺留字アカレ808番1地先から同市笠利町大字須野字小山田1294番1地先まで	令和6年3月5日

北薩地域振興局告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年3月5日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
運動療育センター hibikids	薩摩川内市上川内町2999-3	株式会社響不動産	薩摩川内市高城町1672番地戸川テナント101号室	山崎 徹	令和6年2月15日	児童発達支援

公安委員会公告

令和6年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、令和6年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和6年3月5日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

1 審査の種類、項目、回数、期日及び申請期間

種類	項目	回数別	審査期日	申請期間
----	----	-----	------	------

教習指導員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	教習に關す る技能又は 知識	第1回	5月13日(月)から 同月14日(火)まで (午前9時から午後 5時まで)	4月8日(月)から 同月19日(金)まで の間
		第2回	7月1日(月)から 同月2日(火)まで (午前9時から午後 5時まで)	5月27日(月)から 6月7日(金)まで の間
		第3回	10月15日(火)から 同月16日(水)まで (午前9時から午後 5時まで)	9月9日(月)から 同月20日(金)まで の間
技能検定員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	技能検定に 關する技能 又は知識	第1回	5月20日(月)から 同月21日(火)まで (午前9時から午後 5時まで)	4月15日(月)から 同月26日(金)まで の間
		第2回	7月8日(月)から 同月9日(火)まで (午前9時から午後 5時まで)	6月3日(月)から 同月14日(金)まで の間
		第3回	10月21日(月)から 同月22日(火)まで (午前9時から午後 5時まで)	9月17日(火)から 同月27日(金)まで の間
教習指導員審査及 び技能検定員審査 (大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免 許, 大型自動二輪 車免許, 普通自動 二輪車免許及び牽 引免許)	1 教習指 導員につい ては, 教習 に關する技 能又は知識 2 技能検 定員につい ては, 技能 検定に關す る技能又は 知識	第1回	6月3日(月)から 同月5日(水)まで (午後1時から午後 5時まで)	4月30日(火)から 5月10日(金)まで の間
		第2回	9月9日(月)から 同月11日(水)まで (午後1時から午後 5時まで)	8月5日(月)から 同月16日(金)まで の間
		第3回	11月11日(月)から 同月13日(水)まで (午後1時から午後 5時まで)	10月7日(月)から 同月18日(金)まで の間

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課(始良市東餅田3934番地)

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(㍑) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導

員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(ア) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で、大型自動二輪車免許については、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去1年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ 受審の注意事項

受審者は、教習指導員審査を1種、技能検定員審査を1種の合計2種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

オ 普通自動車免許，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者にあつては、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者にあつては、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

キ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは6に示す問合せ先に問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

4 受付期間

申請期間内の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、各申請期間最終日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く日とする。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先

及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3934番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295

鹿児島海区漁業調整委員会指示

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5-1号

鹿児島海区におけるマダイの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

次の区域において、全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

- (1) 指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾（以下「鹿児島湾」という。）
- (2) 南さつま市（平成17年11月6日現在における川辺郡坊津町の区域に限る。）、枕崎市、南九州市、指宿市（鹿児島湾を除く。）及び肝属郡南大隅町（鹿児島湾を除く。）の地先海面

2 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5-2号

鹿児島海区におけるヒラメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 体長制限

全長25センチメートル以下のヒラメは採捕してはならない。

2 適用除外

1の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ヒラメを採捕することができる。

- (1) 試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合
- (2) 標識ヒラメ（鰭カット）を採捕し、かつ鹿児島県水産技術開発センターに送付する場合

3 報告

2(1)により採捕した者は、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

また、2(2)により送付を受けた鹿児島県水産技術開発センターは、当該年度分について翌年度の4月末日までに鹿児島海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

4 指示の有効期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

鹿児島海区漁業調整委員会指示第5-3号

鹿児島海区におけるニホンウナギの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月5日

鹿児島海区漁業調整委員会会長 阿久根金也

1 禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるニホンウナギ

2 禁止期間

10月 1 日から翌年 2 月末日まで

3 禁止区域

鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）

4 適用除外

次に掲げる場合において、鹿児島海区漁業調整委員会に届出をした者については、この指示を適用しない。

(1) 鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号）第 48 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

(2) 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

5 指示の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

正 誤

令和 5 年 12 月 22 日付け鹿児島県公報第 476 号の 8 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
39	上から 2 行目	別表第 5 を次のように改める。	別表第 5 を次のように改める。 別表第 5（第 2 条関係）